

公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出・申出について租税特別措置法

地方公共団体等が、公共施設整備のために必要な土地を、取得しやすくするために制度化されたのが、「公有地の拡大の推進に関する法律（以下、「公拡法」といいます。）」による土地の先買い制度です。この制度には公拡法第4条による届出（土地を譲渡しようとする場合の届出）と、公拡法第5条（地方公共団体等に対する土地の買取り希望の申出）による申出があります。

なお、公拡法の適用により契約が成立すると、租税特別措置法第34条の2第2項第4号の規定により、優遇措置（譲渡所得の特別控除額1,500万円）を受けることができます（税務署との協議が必要です）。

1 土地を有償譲渡する場合の「届出」（公拡法第4条による届出）

(1) 届出の対象

- ・都市計画区域内で、市街化区域の5,000平方メートル以上の土地
- ・市街化区域を除く都市計画区域内の10,000平方メートル以上の土地
- ・都市計画施設の区域内で、有償で譲渡する面積が100平方メートル以上の土地

※都市計画施設とは、都市計画法第4条第6項に規定する都市計画で定められた都市施設（道路、公園、河川、上下水道施設等）を指します。

(2) 届け出の内容

- ・土地の所在地
- ・面積
- ・譲渡の予定価格及び相手方

(3) 留意事項

- ・事前届出であるため、契約締結前に届出をしていただく必要があります。
- ・公拡法の届出をした場合、一定期間、土地の譲渡が制限されます。

ア 届出をした日から起算して3週間を経過する日まで（買取を希望しない旨の通知があった場合はその日まで）。

イ 買取希望がある旨の通知があった場合は、通知があった日から起算して3週間を経過する日まで（買取の協議が成立しないことが明らかになった場合は、その時まで）。

2 土地の買取を希望の場合の「申出」（公拡法第5条による申出）

(1) 申出の対象

- ・土地を有償譲渡する場合の届出の対象となる土地（公拡法第4条による届け出）
- ・都市計画区域内にある100平方メートル以上の土地

※申出の土地について、申出のあった日から3週間以内に、買取りを希望する地方公共団体等の有無を通知いたします。

届出様式等は、飯田市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.iida.lg.jp/soshiki/13/p0163.html>

問い合わせ先

企画課 企画調整係 電話 0265-22-4511 内線 2227